サービス利用の手引き

障害者総合支援法に基く

障害福祉サービス・地域生活支援事業

児童福祉法に基く

障害児通所支援事業

（令和１年（２０１９年）６月版）

三原市　社会福祉課

障害者福祉係

も　く　じ

（１）　障害者を対象としたサービス　1

（２）　サービスの種類について　2

（３）　地域生活支援事業について　7

（４）　障害福祉サービスの利用について　9

（５）　障害福祉サービス等利用時の負担額　10

（６）　利用者負担の仕組みと軽減措置　１３

（７）　負担額の上限管理　１７

（８）　介護保険サービスを併用するとき　18

（９）　困ったときの相談窓口　19

巻末資料：平成３０年４月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３５９疾病）
三原市内障害福祉サービス等事業者一覧

（１）障害者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は，自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。障害児に関するサービスは，すべて児童福祉法に位置づけられています。

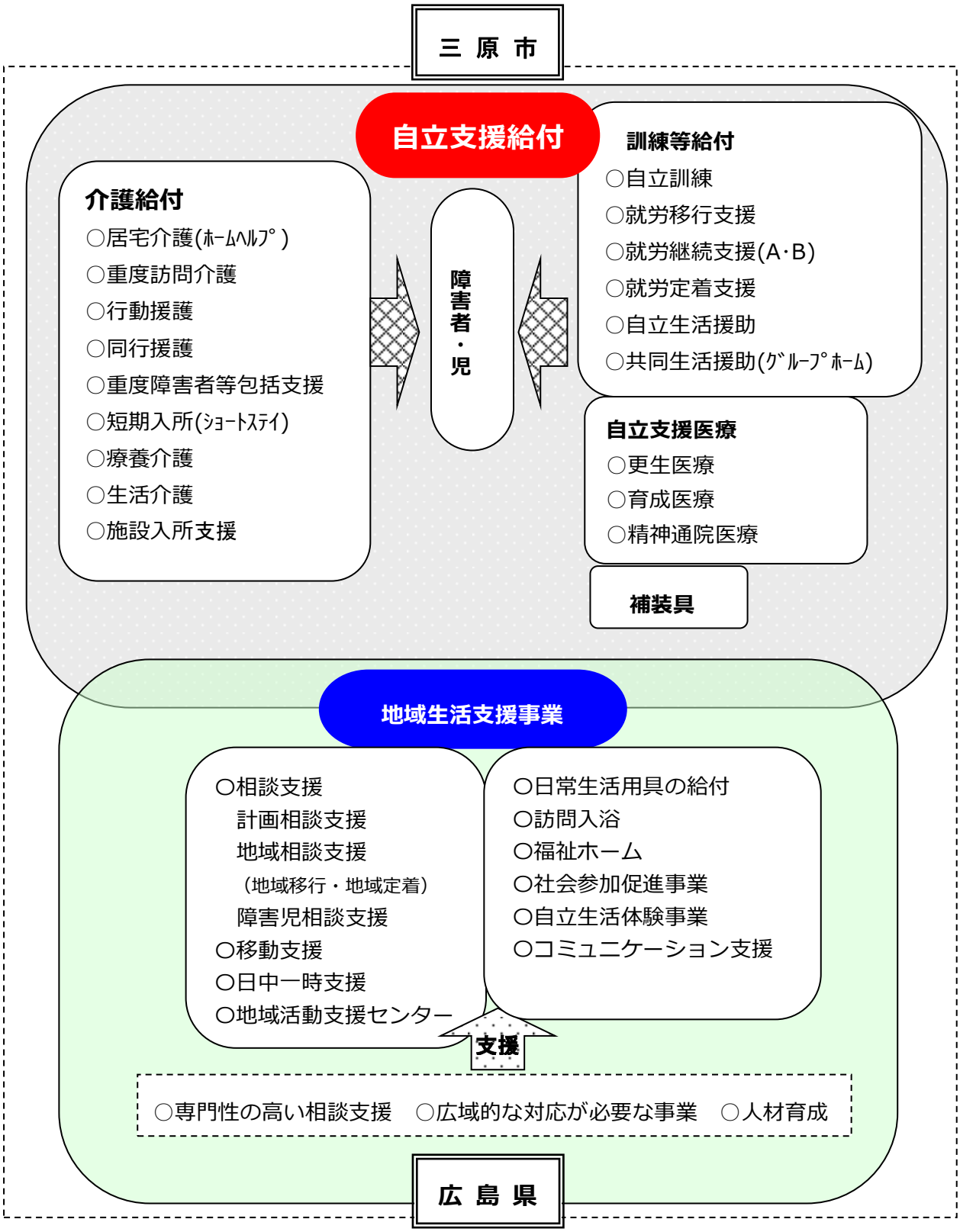

（２）サービスの種類について

障害福祉サービスは，個々の障害のある方の勘案すべき事項（障害の種類や支援の必要性，居住等の状況，サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ，個別に支給決定が行われます。

なお，サービスの種類によって，利用できる期間があるものや，対象者の年齢や障害支援区分等に条件があります。

【サービス利用の対象となる人】

① 身体障害者手帳を所持している人

② 療育手帳を所持している人

※または，障害を有していることがわかる医師の意見書

③精神保健福祉手帳を所持している人

※または，障害（発達障害を含む）を有していることが分かる医師の意見書や自立支援医療受給者証

④指定される難病に罹患している人（巻末資料参照）

※対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）が必要です。

【例外】

◎児童発達支援及び放課後等デイサービスについて

医師等の意見書によりサービスの利用が必要と認められれば利用することができます。

【他法優先】

◎介護保険制度の対象者は，介護保険のサービスの利用が優先されます。

① **介護給付**

サービス		サービス内容	身体	知的	精神	児童
居宅介護	身体介護	自宅で入浴，排せつ及び食事等の介助，その他必要な身体の介護。	○	○	○	○
	家事援助	家事（調理，買物，洗濯，掃除など），相談，助言に関すること。	○	○	○	○
	通院等介助	通院等のための屋内外における移動の介助，通院先での受診等の手続き，移動の介助を行う。	○	○	○	○
	通院等乗降介助	通院等のため，ヘルパーが運転する車への乗車または降車の介助をともなう通院の介助を行う。	○	○	○	○
重度訪問介護		食事や排せつなどの身体介護，調理や洗濯などの家事援助，外出時における移動支援を行う。	重度の障害者			
行動援護		障害により行動上著しい困難がある人に対しての，外出時及び外出の前後の支援を行う。	－	○	○	○
同行援護		重度の視覚障害により著しい困難がある人に対しての，外出時に必要とする支援を行う。	重度の視覚障害者			
重度障害者等包括支援		介護の必要性が高い人に，居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する。	常時介護を要する障害者			
短期入所		介護者が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で入浴，排せつ，食事の介護を行う。	○	○	○	○
生活介護		昼間，施設で入浴，排せつ，食事の介護，創作的活動や生産活動を提供する。	○	○	○	－
療養介護		医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。	○	○	－	－
施設入所支援		施設入所者に，夜間や休日，入浴，排せつ，食事等の介護を行う。	○	○	○	－

② 訓練等給付

サ ー ビ ス	サ ー ビ ス 内 容	身体	知的	精神
自 立 訓 練 （機能訓練）	施設や居宅で，理学療法，作業療法，その他必要なリハビリテーション，生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供する。	○	○	○
自 立 訓 練 （生活訓練）	施設や居宅で，入浴，排せつ及び食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練，生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供する。	○	○	○
就労移行支援	就労を希望する者に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。	○	○	○
就労継続支援 Ａ型（雇用型）	一般企業での就労が困難な者を雇用して就労の機会を提供し，知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。	○	○	○
就労継続支援 Ｂ型（非雇用型）	一般企業での就労が困難な者に，就労の機会を提供し，生産活動その他の活動の機会を通じて，知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。	○	○	○
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て，一般就労へ移行した者で，生活面等の課題解決が必要な場合に，指導・助言・連絡調整等を実施する。	○	○	○
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した者に対して，定期的に居宅を訪問し，必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	○	○	○
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日，共同生活を行う住居で，相談や日常生活上の援助を提供する。	○	○	○

③　地域生活支援事業

サ ー ビ ス	サ ー ビ ス 内 容	身体	知的	精神	児童
移 動 支 援	外出時の移動の介護，外出時の付き添い。 （通院，通勤，通年にわたる外出は対象外）	○	○	○	○
日中一時支援	介護者の負担軽減など一定時間の利用（日中利用）	○	○	○	○

④　障害児通所支援・障害児入所支援

<table>
<tr><th colspan="3">サ ー ビ ス</th><th>サ ー ビ ス 内 容</th><th>児童</th></tr>
<tr><td rowspan="4">通所</td><td rowspan="4">三原市</td><td>児 童 発 達 支 援</td><td rowspan="3">① 児童発達支援センター
通所支援のほか，身近な地域の障害児支援の拠点として，「地域にいる障害児や家族への支援」，「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施する。
②児童発達支援
通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場</td><td rowspan="3">○</td></tr>
<tr><td>医療型児童発達支援</td></tr>
<tr><td>放課後等デイサービス</td><td>学校就学中の障害児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。
学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを推進する。</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援</td><td>保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を訪問により提供し，保育所等の安定した利用を促進する。</td></tr>
<tr><td>訪問型</td><td>三原市</td><td>居宅訪問型
児童発達支援</td><td>外出することが著しく困難な重度の障害児への支援を実施する。</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入所</td><td rowspan="2">広島県</td><td>福祉型障害児入所施設</td><td rowspan="2">従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに，障害に応じた適切な入所支援を行う。医療型では医療も提供する。</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>医療型障害児入所施設</td></tr>
</table>

⑤　相談支援事業

サ ー ビ ス	サ　ー　ビ　ス　内　容	身体	知的	精神	児童
計画相談支援 (指定特定相談支援事業者が行う)	☆サービス利用支援 サービス等利用計画案の作成 サービス事業者等との連絡調整等 サービス等利用計画の作成 ☆継続サービス利用支援 モニタリング （支給決定されたサービス等の利用状況の検証） サービス事業者等との連絡調整等	○	○	○	○
地域相談支援 (指定一般相談支援事業者が行う)	☆地域移行支援 対象：障害者支援施設，精神科病院，児童福祉施設を利用する１８歳以上の方 内容：地域移行支援計画の作成 相談による不安解消 外出への同行支援，住居確保 関係機関との調整等 ☆地域定着支援 対象:居宅において単身生活している障害者等 内容：常時の連絡体制を確保 緊急時，必要な支援を提供	○	○	○	—
障害児相談援助 (障害児相談支援事業者が行う)	☆障害児支援利用援助 障害児支援利用計画案の作成 サービス事業者等との連絡調整等 障害児支援利用計画の作成 ☆継続障害児支援利用援助 モニタリング （支給決定されたサービス等の利用状況の検証） サービス事業者等との連絡調整等	—	—	—	○

※障害児の入所サービス利用の相談については，専門的な判断を行う必要があるため，児童相談所が行います。

（３）地域生活支援事業について

三原市では，個別に障害福祉サービス等を支給決定する以外に，障害者福祉施策としてさまざまなサービスがあります。

これらのサービスは種類によって，申し込み先や利用できる対象者が異なりますので，下の表を参考にして利用してください。

サービス	サービス内容	身体	知的	精神	児童
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ，必要な情報の提供や助言を行う。 関係機関との連絡調整を行う。 （問合せ先：各相談支援事業者　巻末参照）	○	○	○	○
地域活動支援センター	昼間，施設で創作的活動や生産活動を行う。 （巻末参照）	○	○	○	－
福祉ホーム	対象：現に住居を求めている障害者 内容：低額な料金で居室その他の設備を提供し，日常生活に必要な援助を行う。 （申込先：あすなろ荘　　TEL0848-63-1566）	－	－	○	－
居住サポート事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたり，支援が必要な場合に相談・助言等を行う。 （申込先）委託相談支援事業者 「ドリームキャッチャー」TEL0848-63-3319 「さ・ポート」　　TEL0848-62-1736	○	○	○	－
訪問入浴サービス	対象：介護者による入浴の介助が困難な状態にある障害者 内容：訪問により居宅において入浴サービスを提供する （申込先：三原市社会福祉課）	○	－	－	－
日常生活用具給付等事業	対象：重度の身体障害者等 内容：自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する （申込先：三原市社会福祉課）	○	－	－	－

サービス	サービス内容	身体	知的	精神	児童
自立生活体験事業	家族又は施設から離れた地域内の民間アパート等を利用し，自立生活を体験するもの。 （申込先：三原市社会福祉課）	○	○	○	–
生活アシスタント事業	生活協力員が在宅生活を送る上で日常的な声かけや相談支援などの生活支援を行う。 （申込先）委託相談支援事業者 「ドリームキャッチャー」℡0848-63-3319 「さ・ポート」　℡0848-62-1736	○	○	○	–
コミュニケーション支援事業	対象：聴覚，音声機能，言語機能の障害のため，意思疎通を図ることに支障がある障害者 内容：手話通訳者又は要約筆記者を派遣する （申込先：三原市社会福祉協議会）	○	–	–	–
重度障害者入院時コミュニケーション事業	意思疎通が困難な重度の障害者が入院する際に，医療従事者との意思疎通を支援するため，コミュニケーション支援員を派遣する。	○	○	○	○
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方を対象に費用を補助する。	○	○	○	—

（４）障害福祉サービス利用について

●受給者証の発行までのながれ

１．社会福祉課に申請をする	申請をするまえに、サービスの情報提供や、相談したいこと等あれば、社会福祉課や相談支援事業所（巻末参照）に相談します。 ※所得に関する資料の提出をお願いする場合もあります。
２．相談支援事業所を選ぶ	「サービス利用計画（案）」の作成を、申請者が相談支援事業所に依頼する。
３．相談支援専門員と面談	現在の生活状況や、困りごと等を話し、希望する生活や支援の方針について確認します。 利用するサービスの内容・事業所・利用頻度について、話し合います。
４．調査員による聞き取り	（１８歳以上） 80 項目の聞き取り調査があります。 希望するサービスによっては、審査会による区分認定が必要です。 （18 歳未満） 申請時、窓口で聞き取りをします。
５.相談支援専門員が計画を作成	申請者は、サービス等利用計画（案）を確認し、サインをします。
６．サービス等利用計画の作成・提出	サービス等利用計画（案） → 受給者証 三原市
７．計画をもとに市がサービス支給決定	
８．受給者証発行	

●サービス利用までの流れ

１.サービス提供事業者と契約	サービス等利用計画に基づき，相談支援事業者と相談しながら，サービス提供事業者と契約手続きをします。 利用者と事業者が「対等な」立場で，契約を結びます。 契約の際には，**「重要事項説明書」**といわれるサービス内容の重要な項目について，具体的に説明した書類が渡されます。 分からないことがあれば，遠慮せずに，納得できるまで質問してください。（市が送付した受給者等を事業所に提出します。）
２．サービス利用開始	サービス提供事業者と実際の具体的支援内容を決める「個別支援計画」を作成します。 よく話し合って，作成してください。 サービスの内容に疑問や不満がある時は，**「苦情受付担当者」**に言いましょう。 ◎「苦情受付担当者」は各事業所に設置されることになっています。 ◎　困ったときの相談窓口はＰ21 に掲載しています。

（５）障害福祉サービス等の利用時の負担額

サービス利用時の負担額は，各給付費の１割（下記）の定率負担となります。
詳しくは，利用する前にサービス提供事業所にお問い合わせください。

①障害福祉サービス

利用するサービスや事業所によって，特別地域加算・各種体制加算が別に加算されます。
詳しくは，利用する前にサービス提供事業所にお問い合わせください。

②地域生活支援事業

●移動支援事業

利用時間（時間）	身体介護なし	身体介護あり
～0.5	147 円	341 円
～1.0	215 円	419 円
～1.5	283 円	497 円
～2.0	351 円	575 円
以降 30 分毎	68 円	78 円

※　外出時に移動の支援が必要と認められる人が対象となります。
　なお，通院や通勤，通年にわたる外出は対象外です。

○視覚障害者（児）
○全身性障害者（児）※両上肢及び両下肢の著しい機能障害（身体障害者手帳１級相当）
○屋外での移動が困難な身体障害者※呼吸器機能障害など内部障害
○知的障害者（児）
○精神障害者（児）

●日中一時支援

サービス類型	利用時間数等	負担額
一時支援型 就労支援型	4 時間未満	210 円
	8 時間未満	420 円
	8 時間以上	630 円
一時支援型 （重心）	4 時間未満	420 円
	8 時間未満	840 円
	8 時間以上	1,260 円
低所得食費 加算	1 食につき	44 円
送迎加算	片道につき	56 円
入浴加算	1 日につき	42 円

※一時支援型とは，冠婚葬祭等により監護する人が一時的に不在になる場合に利用できます。家族の一時的な休息の場合も利用できます。

※就労支援型とは，保護者が就労している 18 歳以上の障害者で，生活介護等の日中活動サービスを利用している場合，その前後の時間や週休日に利用できます。

③障害児通所支援事業

●児童発達支援

区　　分		施設の規模	日額
児童発達支援センターを利用する場合	障害児の場合	定員 30 人以下の場合	1,081 円
	難聴児の場合	定員 20 人以下の場合	1,377 円
	重症心身障害児の場合	定員 15 人以下の場合	1,325 円
児童発達支援センター以外を利用する場合	障害児の場合	定員 10 人以下の場合	827 円
	重症心身障害児の場合	定員 5 人の場合	2,088 円

※市独自の負担金軽減の制度があります。

※利用する事業所の定員規模（上記記載以外）によって，基本額が異なります。

※利用する事業所によって，各種体制加算などが別に**加算**されます。

●医療型児童発達支援

区　　分		日額
医療型児童発達支援センターでの利用の場合	肢体不自由児の場合	386 円
	重症心身障害児の場合	498 円
指定発達医療機関での利用の場合	肢体不自由児の場合	335 円
	重症心身障害児の場合	447 円

※市独自の負担金軽減の制度があります。

※利用する事業所によって，各種体制加算などが別に**加算**されます。

●放課後等デイサービス

※利用する事業所の定員規模等によって，基本額が異なります。

※利用する事業所によって，各種体制加算などが別に**加算**されます。

詳しくは，利用する前にサービス提供事業所にお問い合わせください。

（６）利用者負担の仕組みと軽減措置

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ，その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

<table>
<tr><th></th><th>入所施設利用者
(20 歳以上)</th><th>ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ利用者</th><th>通所施設利用者</th><th>居宅介護利用者</th><th>入所施設利用者
(20 歳未満)</th><th>医療型施設利用者(入所)</th></tr>
<tr><td>自己負担</td><td colspan="6">① 利用者負担の負担上限月額設定（所得設定段階別）
②医療型個別減免
③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
⑧生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）</td></tr>
<tr><td>食費・光熱水費等</td><td>④補足給付
(食費・光熱水費負担を減免)</td><td>⑦補足給付
(家賃負担を軽減)</td><td>⑥食費の人件費支給による減免措置</td><td></td><td>⑤補足給付
(食費・光熱水費負担を減免)</td><td></td></tr>
</table>

【障害福祉サービス等の利用者負担について】

① 月ごとの利用者負担には上限があります

●障害福祉サービス等の定率負担は，所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定され，ひと月に利用したサービス量にかかわらず，それ以上の負担は生じません。

■障害者の利用負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯(注 1)	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円(注 2)未満） ※入所施設利用者（20 歳以上），グループホーム利用者を除きます(注 3)。	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

（注１） ３人世帯で障害者基礎年金１級受給の場合，収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

（注２）収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。

（注３）入所施設利用者（20 歳以上），グループホーム利用者は，市町村民税課税世帯の場合，「一般２」となります。

■障害児の利用負担

※平成 31 年 10 月 1 日から，就学前 3 歳～5 歳(入園していれば年少～年長にあたる児童)については，児童発達支援(医療型含む)の利用料が無償化されます。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		０円
低所得	市町村民税非課税世帯		０円
一般１	市町村民税課税世帯 （所得割28万円(注)未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	４，６００円
		入所施設利用の場合	９，３００円
一般２	上記以外		３７，２００円

(注)　収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は，次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者(施設に入所する 18,19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児(施設に入所する 18，19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 療養介護を利用する場合，医療費と食費の減免があります

医療型個別減免 ●療養介護を利用する方は，従前の福祉部分負担相当額と医療費，食事療養費を合算して，上限額を設定します。

（20 歳以上の入所者の場合）

●低所得の方は，少なくとも２５，０００円が手元に残るように，利用者負担額が減免されます。

【例】療養介護利用者（平均事業費：福祉 22.9 万円，医療 41.4 万円），障害基礎年金１級受給者（年金月額 81,258 円）の場合

《20 歳以上施設入所者等の医療型個別減免》

設定収入額（81,258 円）			
手元に残る額		負担額	減免額
その他生活費※１ 28,000 円	福祉部分負担額相当額※２ 22,900 円	食事療養費負担額 14,880 円	医療部分利用者負担額 24,600 円

※１　①⇒②に該当しない方 25,000 円　②⇒障害基礎年金 1 級受給者，60~64 歳の方，65 歳以上で療養介護利用者 28,000 円

※計算上は，事業費（福祉）の 1 割とする。

④⑤⑥　食費等実費負担についても，減免措置があります。

（20 歳以上の入所者の場合）

●入所施設の食費・光熱水費の実費負担については，５３,５００円を限度として施設ごとに額が設定されることになります。

低所得者に対する給付は，費用の基準額を５3,500 円として設定し，食費・光熱水費の実費負担をしても，少なくとも手元に２５，０００円が残るように補足給付が行われます。

なお，就労等により得た収入については，２４，０００円までは収入として認定しません。また，２４，０００円を超える額は，超える額の 30%は収入として認定しません。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金１級受給者（年金月額 81,258 円，事業費 350,000 円）の場合

《20 歳以上入所者の補足給付》

障害基礎年金収入（81,258 円）＋補足給付（7,537 円）			
手元に残る額		実費負担	
自己負担額※２ 7,295 円	その他生活費※１ 28,000 円	食費・光熱水費 45,963 円	補足給付 7,537 円

※１　障害基礎年金 1 級の者はその他生活費（25,000 円）に 3,000 円加算して計算

※２　（81,258 円―66,667 円〈＝年収 80 万円[障害基礎年金等を含む]÷12〉）×50%

（通所施設の場合）

通所施設では，低所得，一般１（グループホーム利用者（所得割 16 万円未満）を含む）の場合，食材料費のみの負担となります。なお，食材料費は，施設ごとに額が設定されます。

⑦グループホーム利用者の家賃が助成されます

●グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として，利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

⑧生活保護への移行防止策が講じられます

●こうした負担軽減策を講じても，自己負担や食費等実費を負担することにより，生活保護の対象となる場合には，生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

③世帯での合算額が基準額を上回る場合は，高額障害福祉サービス等給付費が支給されます

●世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合，「高額障害児通所給付費」等が支給される制度があります。（償還払い方式）

例）本人が障害児通所支援事業と障害福祉サービスを併用している

同じ世帯のなかで障害福祉サービスや介護保険サービスを利用している方がいる

●合算の対象となるサービス利用料

児童福祉法に基く「障害児支援(入所･通所)」のサービス利用者負担額

例)児童発達支援，放課後等デイサービス，障害児入所支援など

障害者総合支援法に基くサービスの利用者負担額

例)居宅介護，重度訪問介護，短期入所，就労移行，継続支援など

障害者総合支援法に基く補装具費の利用者負担額

介護保険法に基くサービス利用者負担額（ただし，障害者自立支援法に基くサービスと併用の場合のみ）

例)訪問介護，訪問看護，通所リハビリ，福祉用具貸与など

●手続き方法

必要書類等を持参のうえ，三原市社会福祉課に申請してください。

① サービス等の領収書および利用明細書

② 印鑑

③ 受給者証

④ 受給者の預貯金通帳

⑤ 必要に応じ，補装具支給決定通知書や高額介護サービス費支給決定通知書

（７）負担額の上限管理

複数の事業者からサービス提供を受ける場合，介護給付や訓練等給付，地域生活支援事業をあわせて利用する場合などにあっては，利用者が負担上限額を超えて支払うことのないよう，利用者負担額の上限額管理を行います。

このため，利用者の利用（契約）している事業者のいずれかが「上限管理者」となり，利用者負担を統合管理することで，負担上限月額を超えた利用者負担を支払うことがないようにします。

上限管理が必要な利用者については，受給者証に「上限管理対象者」であることを記載し，上限管理者の登録は，利用者からの依頼による届出により行います。

なお，上限管理のための利用者負担はありません。

利用者負担額の合算

次のサービスの利用者負担額を合算し，月額上限額を適用します。

・自立支援給付（介護給付，訓練等給付，補装具費）

・地域生活支援事業（移動支援，日中一時支援）

合算の種類

パターン１　兄弟合算

パターン２　複数事業所合算

合算ができるサービス

・障害福祉サービス（介護給付，訓練等給付，補装具費）と　地域生活支援（移動支援，日中一時支援）は，合算できます。

・児童福祉法による児童通所サービスは，障害者総合支援放による障害福祉サービス等とは合算できません。

（８）介護保険サービスを併用するとき

○障害者についても 40 歳以上の人は原則として介護保険の被保険者となります。

○65 歳以上（１号被保険者）または特定疾病の 40 歳以上 65 歳未満（２号被保険者）の障害者が要介護状態になったときは，要介護認定を受け，介護保険給付を受けることになります。

○サービス内容や機能から，障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は，原則として介護保険サービスに係る介護保険給付を優先して受けることとなります。

○障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがない場合は，引き続き障害福祉サービスを受けることができます。

○介護保険の要介護認定の結果，非該当と判定された場合は，障害福祉サービスによる支援が必要と認められるときに障害福祉サービスを受けることができます。

○介護保険給付のみでは必要なサービスが確保できない場合は，障害福祉サービスを受けることができます。

○併用を希望される障害福祉サービスが介護給付の場合，そのサービスに必要な障害程度区分が認定されていなければなりません。

介護保険の２号被保険者で介護保険サービスを受けられる人は，
40 歳以上 64 歳未満の医療保険加入者で，以下の疾病に該当する人です。

○初老期における認知症
○骨折を伴う骨粗しょう症
○早老症
○関節リウマチ
○脳血管疾患
○慢性閉塞性肺疾患
○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
○進行性核上性麻痺，大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
○筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）
○後縦靭帯骨化症
○多系統萎縮症
○脊髄小脳変性症
○脊柱管狭窄症
○閉塞性動脈硬化症
○糖尿病性神経障害，糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜
○がん（医師が一般的に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

（９）困ったときの相談窓口

契約の内容が難しくて，よくわからない。一人では契約などできない。

〈成年後見制度〉

判断能力が不十分な人が，財産の管理や福祉サービスの利用を行う時に，裁判所から選任された後見人等が，利用者の権利を守ります。

⇒広島家庭裁判所　尾道支部　TEL　0848-22-5287

〈成年後見制度の手続きについて知りたい〉

⇒広島司法書士会(社団)　　TEL　082-511-0230

⇒広島弁護士会　　TEL　082-228-0230

サービスを利用する時，または，利用料金の支払いや預貯金の出し入れなどの手続きで困った。

〈福祉サービス利用援助事業〉

在宅で生活されている，判断能力に不安のある知的障害のある人が，福祉サービスの利用申し込みをする時や利用料金の支払い，預貯金の出し入れなどを，社会福祉協議会との契約に基づいて，生活支援員がお手伝いをします。

⇒三原市社会福祉協議会（かけはし）TEL　0848-63-0570／FAX　0848-63-0599

サービスの利用について困った。

〈苦情の解決〉

① 施設や事業者に設置されている「苦情受付担当者」に相談してみましょう。

② 施設や事業者に設置されている「第三者委員」に相談してみましょう。

③ 行政機関や相談支援事業所に相談してみましょう。

⇒三原市社会福祉課 障害者福祉係 TEL 0848-67-6060／FAX 0848-64-2130

⇒相談支援事業者（H30.5 現在）

事業所名	所在地	電話番号
障害者生活支援ｾﾝﾀｰドリームキャッチャー	三原市城町一丁目２番１号	0848-63-3319
地域生活支援ｾﾝﾀｰ　さ・ポート	三原市港町三丁目 19 番６号	0848-62-1736
きぼう相談支援事業所	三原市明神一丁目 18 番１号	0848-63-4563
NPO 法人　けんけん・ぱ	三原市円一町三丁目 10 番３号	0848-61-5538
Ｐｉａｎｏ２相談支援事業所	三原市宮浦三丁目６番２号	0848-67-1528
障害者相談支援センター　タクト	三原市本郷北三丁目４番５号	0848-86-2188
寿波苑障害者相談支援事業所	三原市須波ハイツ四丁目 15 番１号	0848-69-0568
相談支援事業所ヴァンベール	三原市中之町六丁目 31 番１号	0848-64-7851
のぞみ相談支援事業所	三原市明神三丁目 16 番 16 号	0848-29-7800
相談支援事業所のぶき	三原市本郷町南方１１３４番地１	080-4558-1845
相談支援事業所くるみ	三原市大和町大草９０６１番地	080-4551-3892
相談支援事業所かえで	三原市宮浦四丁目 10 番 10 号	080-8243-0866
やっさ相談支援事業所	三原市中之町五丁目３番７号	0848-67-7101
アップル介護サービス相談支援事業所	三原市本町一丁目７番３２号	0848-36-5544
ピッコロ相談支援事業所	三原市深町 480 番地１	0848-36-6107

施設・事業所に苦情を言ったが，解決されない場合

施設や事業者に設置されている「苦情受付担当者」等に直接言えなかったり，苦情を言っても解決されない場合は，運営適正化委員会に相談しましょう。

⇒広島県社会福祉協議会（運営適正化委員会）　TEL 082-254-3419　FAX 082-252-2133